

「改正学校教育法」を濫用した大学運営の改悪に反対する特別決議

さる6月20日、安倍政権は学校教育法および国立大学法人法の一部を改正した。この改正の問題点と危険性については、すでに多くの大学の教職員組合や学部教授会によって指摘され、抗議の声があがっている。抗議声明を発表した組合は14単組、学部教授会は6つにのぼり、学術団体も反対の意志を表明している。(7月現在)

第一に、学校教育法改正の重大な問題は、学長の権限の強化と教授会の地位の低下である。改正前の学校教育法では、大学には、「重要な事項」を審議するために、「教授会を置く」ことが義務づけられていた。しかし、改正後、教授会は学長が重要な事項について決定を行うに当たり「意見を述べる」地位に格下げされた。これに加えて、副学長はこれまでの「学長の職務を助ける」から、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とされたため、その権限が拡大することになる。

学校教育法がいう「重要な事項」とは、学部長等の選考、教育課程の編成、学部の教育研究に関する決定、予算配分、教員の採用・昇任にかかわる人事などをさす。これら大学の教育・研究の根幹ともいえる事項の意志決定を“トップ”が独占し、意志決定過程が“密室化”されるならば、構成員の帰属意識と活力は急速に失われていく。

大学内の重要事項に対して建設的かつ責任ある意見を述べ、それを審議するための公正なルールづくりに取り組んでいくことは、憲法23条の「学問の自由」に支えられた権利であり、大学人として当然の責務である。大学人の自覚と責務を重んじるからこそ、我われはこの度の法改正の危険性を訴えざるを得ない。

第二に、熊本大学ではこれまで各部局や大学構成員の声を無視して稚拙な「改革」を重ねてきた事実を指摘しておかねばならない。学長のリーダーシップが重視されているが、熊本大学において学長、副学長、学長補佐等によるトップ・ダウンの「改革」が成功したことは皆無であり、各部局や大学構成員の声をふまえる努力を怠った結果、悲惨な事態を招いている。

たとえば、教養教育に従事する人々の意見を聞くことなく、審議の手続きをふまえずに導入されたプログラムは、入学したばかりの学生に大きな混乱と不安をもたらしている。また、学内の意思決定ルールに違反した例も多く、学内に大きな混乱と負担を招いて教職員の士気を低下させている。こうした経験からすると、熊本大学使用者は「改正学校教育法」の規定をよりどころとして従来以上に稚拙な「改革」を行い、学生・教職員に不利益を被らせるのではないかと、危惧せざるを得ない。

第三に留意すべきは、このたびの改正にみられるような権力を集中させる手法が安倍政権のなかで一貫していることである。安倍政権は、第1次内閣の2006年に教育基本法を「改正」して以来、権利としての教育を否定し、公教育への権力的な介入を始め、教育を経済性や市場原理に従属させてきた。それは、大げさな言い方で危機を煽り、教育現場に介入する手法である。たとえば、教師や教育委員会に対する敵意と不信感を露わにして、「改革」の必要性を説き、国家による管理を進行させる。大学においてもスピードのある「改革」を阻むのが教授会であると強弁し、現場の声を封じようとしている。

本来、教育活動は、多様な価値観をもつ人々が合意をとりつけながら長期の展望を見すえて進められるものであり、経済性や市場原理を教育の世界にもち込むのは無謀といわざるを得ない。今日、人権の制限と国家権力の強化という危機は、大学だけでなく、我が国の教育と社会全体を貫いている。「改正学校教育法」の危うさに抗議することは、日本の教育を危惧する多くの人々と問題意識を共有するものである。

「改正学校教育法」が教育・研究を変質させ得るきわめて危険なものであることは、「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること」、「憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念をふまえ、……大学の自主的・自立的な運営の確保に努めること」という附帯決議が付された(参議院文教科学委員会、2014年6月19日可決)ことから明らかである。熊本大学教職員組合は、この改正を濫用して大学運営を改悪しないことを熊本大学使用者に求めるとともに、附帯決議の趣旨を実現するよう全国の大学人・教育関係者と広く連帯して運動してゆく。

以上、決議する。

2014年7月29日

2014年度熊本大学教職員組合定期大会